

令和 7 年 9 月第 11 回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和 7 年 9 月 29 日（月）教育委員会室

報告事項

報告第 35 号 松阪市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱
の一部改正について

報告第 36 号 松阪市立小学校及び中学校の区域外就学に関する取扱要綱
の一部改正について

報告第 37 号 令和 7 年度 8 月児童生徒の問題行動等について

出席者

教育長	中 田 雅 喜
委員（教育長職務代理者）	松 江 茂
委員	安 岡 幹 根
委員	松 岡 曜 子
委員	川 端 有 美

出席事務局職員

事務局長	若 山 幸 則
事務局次長	熊 野 佳 幸
教育総務担当参事兼教育総務課長	西 浦 有 一
学校教育課長	三 田 篤
学校支援担当参事兼学校支援課長	脇 葉 敦
子ども支援研究センター所長	中 西 祐 司

傍聴者 0 人

午後 1 時 30 分 開会

○教育長

ただいまから令和 7 年 9 月第 11 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。
傍聴の申し出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
本日は、議決事項はございません。

報告第 35 号及び報告第 36 号につきまして、事務局から説明願います。

35. 松阪市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部改正について
36. 松阪市立小学校及び中学校の区域外就学に関する取扱要綱の一部改正について

(報告第 35 号及び報告第 36 号 学校教育課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。
区域外通学の申請要件を教えてください。

◎事務局

住民票が松阪市にあることや、留守家庭や教育的な配慮等の項目がありますので、その項目に合致すれば区域外通学ができると認められています。

○教育長

それは保護者の方が申請をするのですか。

◎事務局

はいそうです。教育的な配慮や、様々な方に応じた対応をする必要もありますので、学校と面談したり保護者からの聞き取りをしたりして進めております。

○教育長

いじめなどの教育的な配慮が必要な場合も、区域外通学が可能です。中学校の場合、やりたいクラブ活動が校区内の中学校になく校区外の中学校にはある場合、区域外通学を行うことが可能ですか。

◎事務局

はい、その場合も項目に当てはまり、区域外通学を行うことが可能です。ただ校区内の中学校のクラブが弱いチームで、校区外の中学校のクラブが強いチームだから、区域外通学を行うということは認められていません。

また、一家転住となった際に子どもが小学校 6 年生か中学校 3 年生の最終学年である場合は、区域外通学が可能です。子どもの家が留守家庭で、おじいちゃんおばあちゃん家であれば子どもが帰る時に人がいるという場合も、区域外通学は可能です。ただしルールとして保護者の方に聞き取りをしっかりと行い、留守家庭かの確認はきちんと行わせていただいています。

○教育長

他の市町をまたぐ場合も、区域外通学を行うことは可能ですか。

◎事務局

松阪市内であれば、それぞれのご家庭の事情に合わせて弾力的な対応を行うことができますが、他の市町をまたぐ場合は松阪市のルールを適応できない部分もあるため、区域外通学を行うことは難しいです。

◆委員

年度途中に要綱の一部改正が出てくる意味は何かありますか。

◎事務局

令和 7 年度内にシステムの標準化を各市町がやっていかなければいけないという目標があります。それに伴い 9 月を境として要綱の改正をしております。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 35 号及び報告第 36 号を承認したいと思います、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 35 号及び報告第 36 号は承認いたしました。次に報告第 37 号につきまして、事務局から説明願います。

37. 令和7年度8月児童生徒の問題行動等について
(報告第37号 学校支援課長から説明)

◆委員

小学生の報告 1 件は、夏休み中のことですか。

◎事務局

夏休み前の報告です。

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。
(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 37 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 37 号は承認いたしました。

○教育長

報告事項が終了しましたので、その他の方に入ります。事務局から何かございませんか。

(事務局から「なし」の声)

○教育長

委員の皆様から何かございませんか。

タブレットの導入状況や今の進捗状況を教えてください。

◎事務局

8月にプロポーザル審査を経て、現在契約候補者が決定しています。契約候補者はNTTドコモがこれまでの継続という形になっております。ただ、価格はこれまでより低くなり、使えるギガ数は格段に上がり、松阪市にとっても良い契約を結ぶことが出来そうです。

3月末に入れ替えをして、新年度からは新しい端末を使います。今使用しているものは綺麗な状態で返却する必要があるため、しっかりと学校で管理保管をお願いしている状況です。

○教育長

前の古いタブレットはどうするのですか。

◎事務局

すべて故障のない綺麗な状態で回収して、返却させていただきます。

○教育長

新しい端末の予備はありますか。

◎事務局

全体の約15%分は予備機として、児童生徒機の交換に備えます。ただ補助金を使わせていただいている関係で、児童生徒用以外は認められない厳しい制限がございます。児童生徒機を使用することでメンテナンスを兼ねるという意味で現在タブレット端末を使用している教職員全員にも配布します。

○教育長

マラソンの状況はどうなっていますか。

◎事務局

フルマラソンだけで1万人を超えています。ファンランを入れると1万3千人ほどの応募となっております。健康ウォークも今までで一番の応募人数となっております。

○教育長

他にございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございますが、10月16日 木曜日、午後 1 時 30 分から教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和7年9月第11回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後1時50分 閉会